

議案第七十八号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十九年十二月二十七日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「給料」の下に「及び地域手当」を加え、「地域手当及び」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地域手当の月額は、別表第一に規定する給料の月額（以下「給料月額」という。）に百分の十四・五を乗じて得た額とする。

第五条の見出しを「（期末手当）」に改め、同条中「六月及び十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額」を「六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合においては百分の百八十五を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額」に改め、同条第一号及び第三号中「別表第一に規定する給料の月額」を「給料月額」に改める。

別表第一中「第五条」を「第四条」に改め、同表区長の項中「百十三万四千円」を

「百十一万七千円」に改め、同表副区長の項中「九十万九千円」を「八十九万五千円」に改める。

第二条 杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「ただし、」を削り、「者」の下に「（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、同条第二項中「前項ただし書」を「前項後段」に、「六月及び十二月に支給する場合においては百分の百六十五」を「六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合においては百分の百八十五」に改める。

第三条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和五十四年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七十七万九千円」を「七十六万七千円」に改める。

第七条第一項中「給料」の下に「及び地域手当」を加え、「地域手当及び」を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地域手当の月額は、第二条に規定する給料の月額（以下「給料月額」という。）に百分の十四・五を乗じて得た額とする。

第八条の見出しを「（期末手当）」に改め、同条中「六月及び十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額」を「六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合においては百分の百八十五を乗じて得た額に、給与条例

の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額」に改め、同条第一号及び第三号中「第二条に規定する給料の月額」を「給料月額」に改める。

第四条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成三年杉並区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「七十万円」を「六十九万円」に改め、同項第二号中「六十八万円」を「六十七万円」に改める。

第四条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「六月及び十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額」を「六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合においては百分の百八十五を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額」に改め、同項第一号及び第三号中「第二条第一項各号に規定する給料の月額」を「給料月額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「地域手当及び」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地域手当の月額は、第二条第一項各号に規定する給料の月額（以下「給料月額」という。）に百分の十四・五を乗じて得た額とする。

附 則

1 この条例は、平成二十年一月一日から施行する。

2 平成二十年三月に支給する期末手当についてのこの条例による改正後の杉並区長等の

給与等に関する条例第五条、杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第八条第二項（表以外の部分に限る。）、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第八条及び杉並区監査委員の給与等に関する条例第四条第四項の規定の適用については、これらの規定中「百分の三十」とあるのは、「百分の六十五」とする。

（提案理由）

区長等の給与を改定する等の必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（給料、地域手当、通勤手当及び旅費の支給方法等）

第四条 給料及び地域手当の支給方法その他支給並びに 通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 | 地域手当の月額は、別表第一に規定する給料の月額（以下「給料月額」という。）に百分の十四・五を乗じて得た額とする。

3 | 略

（期末手当）

第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合

（給料、地域手当、通勤手当及び旅費の支給方法等）

第四条 給料 の支給方法その他支給並びに地域手当及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 | 略

（期末手当の支給方法等）

第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合

計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合には、百分の百八十五を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

- 一 給料月額
に地域
 - 二 略
 - 三 給料月額
に百分
- の二十五を乗じて得た額

第二条による改正（杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新 条 例

（期末手当）

第八条 議長・副議長・委員長・副委員長及

計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合には、百分の百六十五を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

- 一 別表第一に規定する給料の月額に地域
 - 二 略
 - 三 別表第一に規定する給料の月額に百分
- の二十五を乗じて得た額

旧 条 例

（期末手当）

第八条 議長・副議長・委員長・副委員長及

び議員で三月一日、六月一日及び十二月一日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職するものに対しては、期末手当を支給する。基準日前一月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段）に規定する者にあつては、辞職・失職・除名又は死亡の日現在における第二条に定める報酬月額及びその報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月に支給する場合には百分の百八十、十二月に支給する場合には百分の百八十五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間における在

び議員で三月一日、六月一日及び十二月一日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職するものに対しては、期末手当を支給する。ただし、基準日前一月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した者

も、同様とする。 について

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項ただし書に規定する者にあつては、辞職・失職・除名又は死亡の日現在）における第二条に定める報酬月額及びその報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間における在

職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三月	六月	百分の百
一月十五日以上三月未満	三月以上六月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

3及び4 略

第三条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例

（給料）

第二条 教育長の給料の額は、月額七十六万

職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三月	六月	百分の百
一月十五日以上三月未満	三月以上六月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

3及び4 略

旧 条 例

（給料）

第二条 教育長の給料の額は、月額七十七万

七千円とする。

(給料、地域手当、通勤手当、退職手当及び旅費の支給方法等)

第七条 給料及び地域手当の支給方法その他支給並びに通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例(昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

2 | 地域手当の月額、第二条に規定する給料の月額(以下「給料月額」という。)に百分の十四・五を乗じて得た額とする。

3 | 略

4 | 略

(期末手当)

第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の三十、六月に支給する場合には百分の百八十、十二月に支給する場合には

九千円とする。

(給料、地域手当、通勤手当、退職手当及び旅費の支給方法等)

第七条 給料の支給方法その他支給並びに地域手当及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例(昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

2 | 略

3 | 略

(期末手当の支給方法等)

第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の三十、六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額

<p> いては百分の百八十五を乗じて得た額に、 給与条例の適用を受ける職員の例による支 給割合を乗じて得た額とし、その支給方法 その他支給に關しては、給与条例の適用を 受ける職員の例による。 一 給料月額 当地域手 当の月額を加えた額 二 略 三 給料月額 に百分の 二十五を乗じて得た額 </p>	<p> とし、その支給方法 その他支給に關しては、給与条例の適用を 受ける職員の例による。 一 第二条に規定する給料の月額に地域手 当の月額を加えた額 二 略 三 第二条に規定する給料の月額に百分の 二十五を乗じて得た額 </p>
<p> 第四条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正） 新 条 例 </p> <p> （給料及び報酬） 第二条 識見を有する者のうちから選任され た監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監 査委員」という。）の給料の額は、次のと おりとする。 </p>	<p> 旧 条 例 </p> <p> （給料及び報酬） 第二条 識見を有する者のうちから選任され た監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監 査委員」という。）の給料の額は、次のと おりとする。 </p>

<p>1 代表監査委員 月額 六十九万円</p> <p>2 その他の監査委員 月額 六十七万円</p> <p>円</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 地域手当の月額は、第二条第一項各号に規定する給料の月額(以下「給料月額」という。)に百分の十四・五を乗じて得た額とする。</p> <p>3 通勤手当の額は、杉並区職員の給与に関する条例(昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月に支給する場合には百分の百八十、十二月に支給する場合には百分の百八十五を乗じて得た額に、給与</p>
--

<p>1 代表監査委員 月額 七十万円</p> <p>2 その他の監査委員 月額 六十八万円</p> <p>円</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 地域手当及び通勤手当の額は、杉並区職員の給与に関する条例(昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額</p>

条例の適用を受ける職員の場合、例による支給割合を乗じて得た額とする。

一 給料月額

に地域手当の月額を加えた額

二 略

三 給料月額

に百分の二十五を乗じて得た額

5| 略

6| 略

7| 略

8|

第五項の規定による遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位、遺族からの排除、刑事事件に関し退職した場合等における退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め、退職手当の返納その他退職手当の支給に関しては、杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の適用を受ける職員の退職手当について定められているものの例による。

とする。

一 第二条第一項各号に規定する給料の月額

に地域手当の月額を加えた額

二 略

三 第二条第一項各号に規定する給料の月額

に百分の二十五を乗じて得た額

4| 略

5| 略

6| 略

7|

第四項の規定による遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位、遺族からの排除、刑事事件に関し退職した場合等における退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め、退職手当の返納その他退職手当の支給に関しては、杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の適用を受ける職員の退職手当について定められているものの例による。

給与改定の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項目	改正内容																						
期末手当	<p>期末手当の支給月数の改定（区長、副区長、区議会議員、教育長及び常勤監査委員）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.65</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.65</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3.60</td> <td>3.95</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現 行	改 正	6月期	1.65	1.80	12月期	1.65	1.85	3月期	0.30	0.30	合計	3.60	3.95							
区分	現 行	改 正																					
6月期	1.65	1.80																					
12月期	1.65	1.85																					
3月期	0.30	0.30																					
合計	3.60	3.95																					
給料及び地域手当	<p>1 地域手当の支給割合の改定（区長、副区長、教育長及び常勤監査委員）</p> <p>地域手当の支給割合について、「杉並区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による」とする規定を改め、14.5%に固定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13%</td> <td>14.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 給料月額の下げ（区長、副区長、教育長及び常勤監査委員）</p> <p>上記1の地域手当の支給割合の改定に伴い、給料月額を1.5%程度引き下げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 長</td> <td>1,134,000 円</td> <td>1,117,000 円</td> </tr> <tr> <td>副 区 長</td> <td>909,000 円</td> <td>895,000 円</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>779,000 円</td> <td>767,000 円</td> </tr> <tr> <td>代表監査委員（常勤）</td> <td>701,000 円</td> <td>690,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他の監査委員（常勤）</td> <td>681,000 円</td> <td>671,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正	13%	14.5%	職 名	現 行	改 正	区 長	1,134,000 円	1,117,000 円	副 区 長	909,000 円	895,000 円	教 育 長	779,000 円	767,000 円	代表監査委員（常勤）	701,000 円	690,000 円	その他の監査委員（常勤）	681,000 円	671,000 円
現 行	改 正																						
13%	14.5%																						
職 名	現 行	改 正																					
区 長	1,134,000 円	1,117,000 円																					
副 区 長	909,000 円	895,000 円																					
教 育 長	779,000 円	767,000 円																					
代表監査委員（常勤）	701,000 円	690,000 円																					
その他の監査委員（常勤）	681,000 円	671,000 円																					
実施の時期等	<p>1 平成20年1月1日から施行する。</p> <p>2 平成19年度の特例として、平成20年3月に支給する期末手当の支給月数を「0.65月分」とする。</p>																						